

一般社団法人クリエイティブ・アーツセラピー学会

倫理綱領

一般社団法人クリエイティブ・アーツセラピー学会（以下「本会」という）は、定款第10章第47条に基づき倫理委員会（以下「本委員会」という）を設置する。本委員会は以下の通り、倫理綱領を定める。

【前文】

クリエイティブ・アーツセラピーを実践する者は、対象者の基本的人権を尊重し、健康の回復、維持、増進や社会生活の向上に役立てるよう、努めなければならない。そのために、専門家としての技能と知識を高めるよう自己研鑽を続け、クリエイティブ・アーツセラピーの発展のために研究努力を惜しまない姿勢が求められる。自らの行いの影響を認識し、社会的および倫理的責任を自覚しなければならない。これらはセラピー場面のみならず、研修、実習、スーパービジョン、研究などの教育や訓練においても同様である。

本会では、アートセラピー、ダンス／ムーブメントセラピー、ドラマセラピー、ミュージックセラピー、表現アーツセラピーを総称してクリエイティブ・アーツセラピーと表し、ここでは各セラピーに共通する倫理綱領を定める。よって、表記はクリエイティブ・アーツセラピーで統一する。本倫理綱領では、本会員がクリエイティブ・アーツセラピーに携わる際に遵守しなければならない倫理規約を定め、その適正を期するための倫理規定を設ける。

全ての本会員は、会員種別を問わず、この倫理綱領を守らなければならない。

【倫理規定】

第1条 本会は、倫理綱領前文に基づき倫理規定を定める。

〔目的〕

第2条 本規定の目的は、本会員がクリエイティブ・アーツセラピーに関わる実践を行うにあたり、その適正を期することにある。

(2) 本会員が専門職としてセラピー、研究、教育、訓練を行うにあたり、遵守すべき道義的基本原則を倫理規約として別に定める。

(3) 第2条(2)にかかわる事項については倫理委員会がその審議にあたる。

〔構成〕

第3条 本委員会は、本会理事の互選により選出された3名によって構成する。

- (2) 委員の内1名を委員長とする。必要に応じて他1名が代行する。
- (3) 本委員会とは別に、各モダリティに数名の倫理担当者を設ける。
- (4) 委員の任期は2年とし、連続の再任は4年を限度とする。
- (5) 本委員会はこの倫理綱領の施行日より任期が開始する。

[業務]

第4条 本委員会は、第2条の目的を達成するために、以下の業務にあたる。

- (2) 倫理規約違反や申し立てについての対応、調査および審議を行う。
- (3) 本会員の倫理意識の向上に向けて、研修・研究・教育に関わる活動において提言する。
- (4) 本規定および倫理規約の改廃に関する審議を行う。
- (5) その他、本委員会が必要と定める業務を執り行う。

[運営]

第5条 本委員会は理事長の命を受けて開催され、委員長が議長を務める。

- (2) 委員2/3以上の出席をもって委員会は成立する。
- (3) 出席委員2/3以上の賛成をもって審議内容の決定をすることができる。但し、審議内容によっては該当する各モダリティの倫理担当者を含めた構成員の2/3以上の賛成をもって決定とする。
- (4) 委員長が何らかの事情でその任務を遂行できない場合、あらかじめ互選により指名された者が委員長の職務を代行する。

[対応・調査]

第6条 本委員会は理事長の命を受けて相談のあった事案について迅速にかつ適切に対応しなければならない。

- (2) 申し立てのあった事案についてすみやかに調査を開始する。その際、申立人にその旨を通知する。
- (3) 調査が長期にわたる場合には、申立人にその経過報告を行う。
- (4) 本委員会の委員が案件の当事者になった場合、当該委員は本委員会から外れなければならない。その際、必要に応じて理事会の承認のもと、新たな委員が人選される。

[報告]

第7条 本委員会は案件に対して3か月以内に審議結果を理事長に報告する。ただし、調査内容によってはこの限りではない。

- (2) 調査結果を基に、当事者に対して厳重注意、特定期間の会員資格停止、会員資格取り消しなど適切な処遇を答申する。

[裁定]

第8条 答申された処遇に関して、理事長は理事会の理事2/3の承認を得て裁定する。

(2) 裁定された結果は申立人に適切な形で伝えられる。また、必要に応じて適正な方法で本会員に公表されることも可能である。

[改廃]

第9条 本委員会は本会及び社会の変化に適切に対応するために、本委員会の決議を経た上で理事会の2/3の承認を得て、本倫理規約の改廃を行う。

【倫理規約】

第1条 本会は、倫理規定第2条に基づき倫理規約を定める。

[クリエイティブ・アーツセラピーにおける臨床契約および訓練契約]

第2条 本会員は、クリエイティブ・アーツセラピー、および訓練／スーパービジョンを実施する際に、対象者に対してその基本的枠組みを明示し、料金、時間、頻度を含め、合意のもとに契約をしなければならない。

(2) 本会員は、構造や契約の変更、また終了について、対象者と相談のうえ、合意を得なければならない。

(3) 本会員は、自身の受けた訓練に基づく専門性や保有する認定資格の範囲で業務を遂行しなければならない。

(4) 本会員は、自身の専門性や保有する認定資格を明示しなければならない。

[アセスメントおよび手法／セラピー方針の決定]

第3条 本会員は、対象者のアセスメントをする際、自身が精通している評価ツールを使用しなければならない。

(2) 本会員は、アセスメント手段の選定と報告の際、結果に影響を与えうる対象者の文化的背景、人種、性別、性的指向性、芸術嗜好性、年齢、宗教、教育、障害等を考慮しなければならない。

(3) 本会員は、アセスメントの結果が他者によって対象者の不利益につながる利用がないように、最善を尽くさなければならない。

(4) 本会員は、適切なアセスメントに基づいて、対象者に応じた手法を選択し、セラピー方針を立てていかななければならない。その際、対象者と相談の上、合意を得ることが求められる。

[秘密保持]

第4条 本会員は、臨床や訓練の場で知りえた対象者の個人情報に対して守秘義務を負わなければならない。例外として、自他に危害を加える恐れのある場合、または法による定めがある場合はこの限りではない。

(2) 本会員は、多職種協働のチーム支援において、セラピー・セッション内で得た情報をチーム内に共有する際、できるだけ対象者の同意を得よう努めなければならない。それが得られない状況で、対象者の利益のために必要と判断した場合は、対象

者の不利益にならないよう十分配慮しなければならない。

(3) 本会員は、事例検討やスーパービジョンなどの訓練を行う場合に、個人が特定できないよう対象者の匿名性を遵守しなければならない。

(4) 本会員は、臨床上必要とみなされる他の専門職従事者との協働において（例：医師への紹介、各機関との連携など）、対象者の同意なしに他者に情報開示してはならない。開示せざるを得ない場合は、事前に対象者と相談し、同意を得るよう努め、守秘義務の観点から十分に配慮しなければならない。

(5) 本会員は、事例検討やスーパービジョンに提出する目的で、セラピー場面を録画・録音する際、対象者の同意を基に契約しなければならない。また、その記録がいつどのように使われるのか、どこでどのように保管されるのか、いつどのように破棄されるのかなど、明らかにしなければならない。

[人権尊重]

第5条 本会員は、クリエイティブ・アーツセラピー実施の際に、対象者の基本的人権、利益、自己決定を尊重すると共に、それを阻害するような暴力や性的逸脱行為、治療的搾取をしてはならない。

(2) 本会員は、クリエイティブ・アーツセラピー実践の場において、文化、人種、性別、性的指向、年齢、宗教、教育、障害等を考慮しなければならない。

[対象者との関係]

第6条 本会員は、クリエイティブ・アーツセラピーの対象者と、支援や訓練などに関わる契約以外の個人的関係、とりわけ性的関係を禁止する。また、契約終了後に個人的関係性が生じる場合には、慎重に判断されなければならない。

(2) 本会員は、クリエイティブ・アーツセラピーの対象者に対して、自身の個人的思想を押しつけたり、個人的利益のための勧誘をしたりすることを禁止する。

[教育・スーパービジョン]

第7条 本会員は、自らの特性や資質を理解し、自己の抱える葛藤や課題について自覚するよう努めなければならない。自らの専門性を高め、質のよいクリエイティブ・アーツセラピーを提供するために、継続的に学び続け、必要に応じてスーパービジョンやコンサルテーションを受けようとする姿勢が求められる。

(2) 本会員は、自身の心身の健康状態が職務や対象者に与える影響を認識し、その維持に努めることが求められる。

(3) 本会員は、教育やスーパービジョンなどの訓練に携わる際、被訓練者の属性（性別、国籍、社会的立場、職業など）を尊重し、差別的な言動や判断に陥らないよう、努めなければならない。

[研究]

第8条 本会員は、研究を行おうとする際、研究対象者に対してインフォームド・コンセントに基づき同意を得なければならない。そのうえで、個人が特定できないよう

に匿名性を十分に配慮しなければならない。

(2) 本会員は、研究データ（事例データ）は原則使用目的以外には使用せず、その収集と管理について、研究チーム外に漏洩しないよう、細心の注意を払わなければならない。

(3) 本会員は、研究の際に、データのねつ造や改ざん、盗用、無断使用などないよう、厳しく注意しなければならない。

[申し立てについて]

第9条 本会に対する倫理的問題の申し立てについては、倫理規定に即して本委員会がその調査にあたり、適切に対処される。

(2) 本倫理規約に違反すると判断された本学会員は、本学会定款第9条が適用される。

[各モダリティ特定の倫理基準について]

第10条 アートセラピー、ダンス／ムーブメントセラピー、ドラマセラピー、ミュージックセラピー、表現アーツセラピー特有の倫理基準については別に定める。

(2) 各モダリティ特定の倫理基準作成とその遵守については、各モダリティの専門家がそれにあたる。

(3) 人選については理事会の承認のもと、理事あるいは会員からなされる。

【各モダリティ特有の倫理基準】

倫理規約第9条に基づき、以下の通り各モダリティ特有の倫理基準を定める。

クリエイティブ・アーツセラピーの実践においては、創造的活動や表現の体験が活用されるという性質上、セラピスト／訓練者と対象者との間の心理的かつ身体的な境界（バウンダリー）や身体接触、パフォーマンスや作品の扱いなどに特別な配慮が求められる。よって、本会員は、倫理規約に沿い対象者の個人的な立場が最大限に守られることを前提に、アートセラピー、ダンス／ムーブメントセラピー、ドラマセラピー、ミュージックセラピー、表現アーツセラピーを実践する際、次に定める各モダリティ特有の倫理基準を遵守しなければならない。

A. アートセラピー

I. バウンダリー／身体的接触について

本会員は、アートセラピーのセッションや訓練において対象者が制作した作品は制作者自身を扱うのと同じように尊重して接しなければならない。作品の見守り方や距離感を大切に、触れる場合は許可を得るなどの配慮が求められる。作品の解釈・分析を行う場合、対象者の状態やニーズに見合った表現の仕方や情報量を慎重に判断することが必要である。

II. 作品について

1. 本会員は、セッションや訓練の中で制作された作品は対象者の個人情報の一部として扱い、開示する場合は事前に制作者の同意を得なければならない。また、作品の所有権、公開、保管、処分等に関しては対象者との話し合いに基づいて決定する必要がある。

2. 本会員は、講演、文献、学術発表等の目的で作品の公開を行う際、事前に十分に考慮しなければならない。対象者の同意があった場合においても、公開が対象者の臨床上または訓練の目的を満たすものであるか損なうものであるか、セラピスト／訓練者と対象者の力関係による同意の可能性が存在するか、セラピスト／訓練者のみが広報や告知を通して利益を得ることになるか等を熟考しておく必要がある。

3. 本会員は、作品や創作時の様子を記録、教育、研究、アセスメント目的等で写真撮影し保管する場合は、対象者の同意を基本的に書面で得なければならない。公共の場でこれらを使用する場合は、特に個人が特定されないように注意する必要がある。

4. 本会員は、作品の展示が及ぼす影響について対象者と十分に話し合い、対象者の選択を尊重しなければならない。具体的には、作品展示が臨床上あるいは訓練の目的に反さないという条件に加え、展示の目的、利益・不利益、注目を浴びる可能性、批評、金銭授受、観客層、展示の際に公開する個人情報の範囲等について、対象者の理解を求める必要がある。さらに、臨床上あるいは訓練の目的との間に生じるかもしれない相違や葛藤についても、対象者と丁寧に話し合うことが求められる。

III. その他：画材について

本会員は、多種にわたる画材や用具を使用するにあたり、用具の危険性や画材の毒性の知識を持ち、配置・換気・保管等に配慮するなど、対象者の安全と健康を保持するよう努めなければならない。

B. ダンス／ムーブメントセラピー

I. バウンダリー／身体的な接触について

1. 本会員は、ダンス／ムーブメントセラピーのセッションや訓練において対象者との空間的距離感を十分に考慮しなければならない。対象者が不快感、不信感を抱かないよう口頭で確認しながらセラピーを進めることが重要である。

2. 本会員は、セラピーや訓練の一貫として身体的な接触を用いる際の意図を明確にしている必要がある。臨床上の身体的な接触の有効性を理解した上で、対象者にとっての危険性と利益を十分に認識していなければならない。

3. 本会員は、対象者にとって有益な身体的接触の基本的枠組みを明示し、対象者との間で合意契約を結ぶことが求められる。契約内容の一部として、対象者はいつでも身体的な接触を拒否できることを保証しなければならない。また、契約同意内容を変更する権利があることを明らかにしなければならない。

4. 本会員は、セラピーや訓練において身体的な接触を用いる際、それによって対象者へ性的逸脱行為とみなされるような体の箇所に触れたり、そのように思ってしまう身体的な接触の仕方をしたりしてはならない。

II. パフォーマンスについて

1. 本会員は、セラピーや訓練として対象者が振り付けをした動作・ダンスを公共の場で発表したり録画したりする際、対象者が完全に自発的に参加していること、対象者の匿名性が失われる場合があることなどの同意のもと、契約をしなければならない。
2. 本会員は、上記の許諾や同意に対する対象者の判断がセラピーや訓練のプロセスに支障を及ぼさないことを保証し、対象者に対してその旨を明確にする説明をしなければならない。

C. ドラマセラピー

I. バウンダリー／身体的な接触について

1. 本会員は、ドラマセラピーにおけるドラマ的な手法、特に役割を演じるという行為がもたらす効用と危険性について理解し用いなければならない。対象者の意思確認、臨床上的のゴールとの整合性、専門家としての状況判断、役割解除の必要性などを十分に認識した上で実施し、対象者の安全と尊厳、利益を守ることが求められる。
2. 本会員は、対象者と身体的な接触を持つ際、対象者の安全と尊厳を保障したうえで行われているか、対象者の利益になることであることを意識し、判断する必要がある。

II. パフォーマンスについて

本会員は、セラピーや訓練の一貫として対象者のストーリーやイメージを公共の場で発表する際は、その意図や意味を十分理解して実施することが求められる。インフォームド・コンセントを実施し、参加についてはパフォーマンスや発表による心身への影響の可能性や匿名性が失われる場合があることなども伝えたいうえで、対象者の意思を確認し尊重する必要がある。上記の許諾や同意に対する対象者の判断は、セラピーや訓練のプロセスに支障を及ぼさないことを保証し、対象者に対してその旨を明確に説明しなければならない。

D. ミュージックセラピー

I. バウンダリー／身体的接触について

本会員は、ミュージックセラピーのセッションや訓練における音楽体験において、音そのものが境界線を保ちにくい性質をもつことから、対象者との間の心理的境界に影響を及ぼすことを熟知しておかなければならない。また、対象者自身が予測・想定している以上に体験の範囲・領域・レベル（深さ）が進んでしまうことがあるので、セラピスト／訓練者は音楽を扱うときに冷静な臨床的判断力を備えておく必要がある。

II. パフォーマンスおよび作品について

1. 本会員は、セラピーや訓練の一環として音楽や作品の発表が行われる場合、これに伴う臨床的あるいは訓練としての必要性と目的、そして具体的に行われる活動内容の意図が対象者に十分理解され、同意を得るよう努めなければならない。特に対象者がクライアントの場合、障害や疾病の症状により単独での判断が難しいとされる場合は、必要に応じてクライアントの家族や保護責任者に同意を得ることが求められる。

2. 本会員は、セラピーや訓練の過程で対象者が創造した作品を外部へ紹介する際には、対象者に対してその意図を明確にし、発表に関する希望（匿名性を含む）を尊重した上で同意を得なければならない。

E. 表現アートセラピー

I. バウンダリー／身体的接触について

本会員は、表現アートセラピーのセッションや訓練に従事する際、様々なモダリティを統合的／融合的に応用する特性上、使用する各モダリティ（アート、ダンス／ムーブメント、ドラマ、ミュージック）特定の倫理基準を重視し遵守する必要がある。

II. パフォーマンス／作品について

Iに同じ。

III. その他：意識状態における技法の配慮、および新技法の採用

1. 本会員は、表現アートセラピーの技法としてメタファー、イメージ、シンボルなどを使用する際、意識の状態（字義的、感情的、想像上の領域）においては、有益にも有害にもなりうることを十分理解し、対象者に対して不利益に働くことのないよう細心の注意を払いながら扶助しなければならない。

2. 本会員は、新たな技法を採用する場合、専門家として対象者への危険性と利益について十分に熟慮しながら用いる必要がある。

2019年6月12日制定